

申告はお早めに

確定申告が始まります

2月 18日(月) 3月 15日(金)

▼問合せ先
財務課税務室
☎ 54・3111 (内線134)

申告が必要な人

町県民税申告書、所得税申告書が送付された人
申告書が送付されなかった人でも次に該当する場合は申告が必要です。

(下のチャートも参考にしてください。)

- ① 前年中に農業・不動産・譲渡などの所得があった人
- ② 給与所得者で、給与を2カ所以上から受けた人、給与のほかにも所得(農業・不動産・譲渡など)がある人
- ③ 給与所得者で年末調整が済んでいない人(平成24年中に会社を退職した人など)、または年末調整に誤りがあった人
- ④ 前年中に所得がなかった人で、他の親族の扶養になつていない国民健康保険加入者
- ⑤ 前年中に所得がない人でも

所得証明や非課税証明などが必要になる人(園児の保護者、児童扶養手当、福祉医療などで証明が必要になる人)

⑥ その他、前記以外に申告が必要な人(医療費控除、住宅借入金等特別控除などに該当する人)

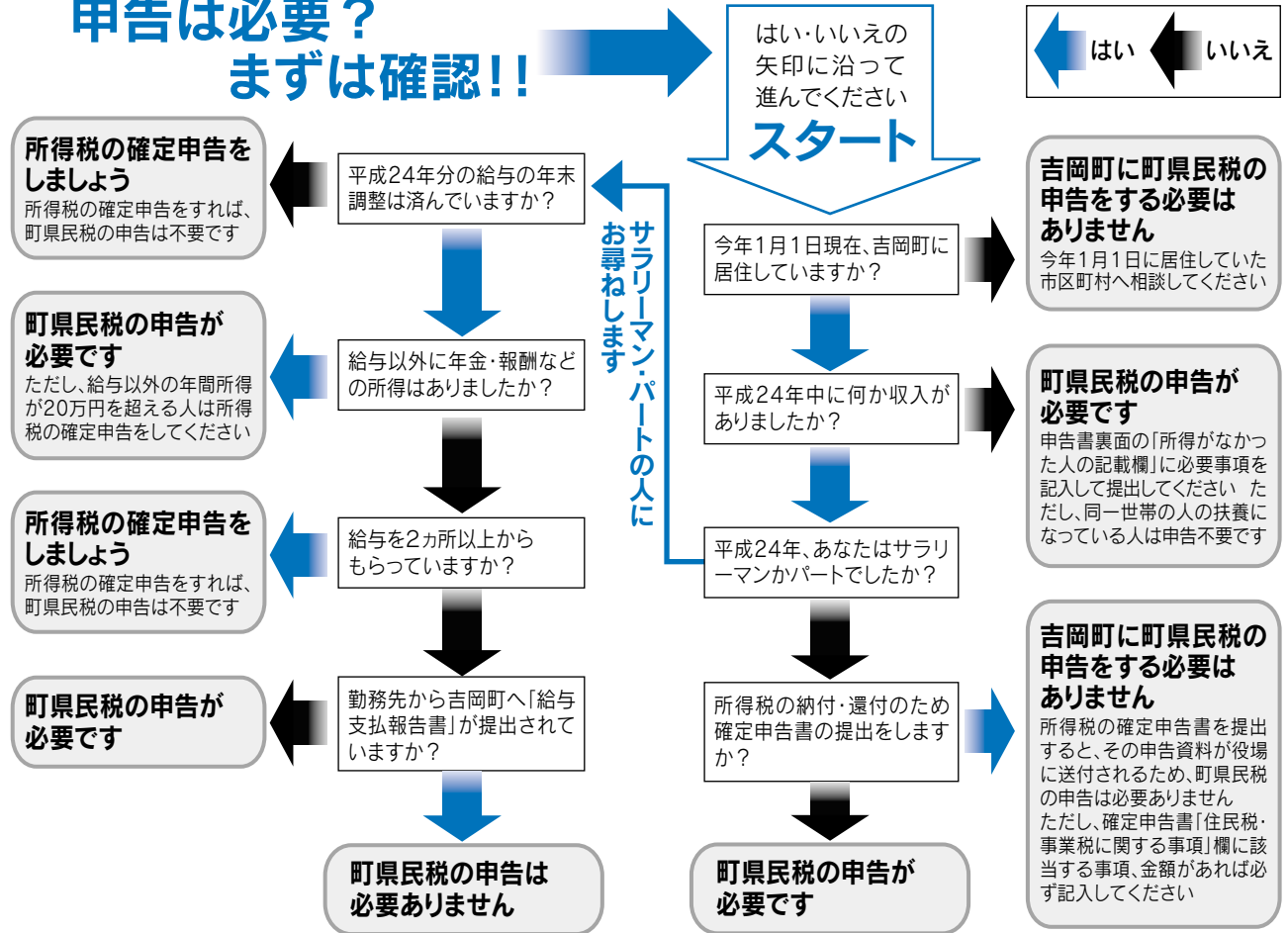
※年金から源泉徴収税額(所得税)を徴収されている人は、申告することをお勧めします。(源泉徴収税額が正しい額より多い人は税金が還付になり、少ない人は納税しなければなりません。)

また、年金収入のみの人でも65歳以上の人については、148万円以上(65歳未満の人は98万円以上)の場合は税金が課税される場合がありますので、申告をしてください。

★申告フローチャート

(このフローチャートはあくまで目安として下さい。その人の所得や状況に応じて変わる場合があります。)

申告は必要？ まずは確認!!



申告に必要なもの

- ・申告書（送付された人は送付された申告書）
- ・印鑑
- 〔収入関係〕
- ・源泉徴収票（報酬、年金など）
- ・貸金支払報告書（日雇者など）
- ・収入支出内訳書（農業・営業・不動産などの収入がある人）
- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書（証明書）

- 〔控除関係〕
- ・社会保険料額のわかるもの
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書（平成18年末までに契約した長期損害保険料控除証明書）
- ・その他の証明（障害者手帳、勤労学生の人は学生証や在学証明書、その他必要な証明など）

その他

- ①新規に振替納税を利用する場合には、納税者本人名義の預金通帳の金融機関名・口座番号・届出印が必要となります。
- ②還付申告者の還付金の受取りは、口座振替となります。申告者本人名義の預金通帳の金融機関名・口座番号が必要となります。



よく確認ください

高齢者に関する控除

▼問合せ先
健康福祉課福祉室
☎54-3111（内線151）

高齢者（65歳以上）の
障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などを持っていないでも、同等の障害があると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象者となる場合があります。認定された人には**障害者控除対象者認定書**を交付します。

健康福祉課福祉室で交付申請し、申告の際には必ず持参してください。

▼対象 平成24年12月31日現在（平成24年中に死亡した人は死亡時）、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、介護認定を受けていなくても6ヵ月以上寝たきりの状態にあることが証明できる人であって、町の障害者控除認定基準に該当する人
※介護保険の認定を受けている人全員が障害者控除の対象

医療費控除用
おむつ使用の証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用について、所得税の確定申告で医療費控除を受けられます。

この申告が2回目以降の人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも認められます。

▼申請方法 健康福祉課福祉室にある用紙で申請。
※初めておむつに係る費用の医療費控除を受ける年は、医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要です。
※申告には、証明書や確認書のほかに、おむつの領収書（名前・日付・金額が記載されているもの）が必要です。

▼対象 介護保険の要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けている人で、介護などの必要性があり主治医より尿失禁の可能性が高いと証明されている人



町の申告相談期間は 2月 18日(月) ~ 3月 15日(金)

町では「町県民税」と「所得税」の申告相談を開設します。

会場

吉岡町コミュニティセンター 2階・視聴覚室
(役場敷地内 南側建物)

※身体の障がいなどの理由により2階に上がるのが困難な人は、役場1階の財務課税務室窓口で申告相談を受付けます。

※申告書を提出するだけの人は 役場1階の財務課税務室窓口(2番窓口)で受付けます。

受付時間

【午前の部】 8時45分～11時30分

【午後の部】 1時～4時

お客様が短い時間でお帰りいただけるように…
次のことにご協力をお願いします

- ◆農業・営業・不動産などの収支内訳書などは事前に作成
- ◆医療費控除を受ける人は領収書の合計金額を事前に計算



町県民税等申告相談日程

期 日	対象地区	期 日	対象地区
2月18日(月)	小倉	3月 4日(月)	大久保寺上 (三津屋1区・2区)
19日(火)	上野原	5日(火)	大久保寺上 (三津屋3区・町営住宅)
20日(水)	上野田	6日(水)	溝祭 (溝祭南部1区・2区)
21日(木)	下野田 (北部全部)	7日(木)	溝祭 (溝祭中部・北部1区・2区)
22日(金)	下野田 (原・宮下・中部)	8日(金)	駒寄 (駒寄・駒寄台)
25日(月)	北下	11日(月)	駒寄 (瀬来東・瀬来西)
26日(火)	南下	12日(火)	漆原西
27日(水)	陣場	13日(水)	漆原東
28日(木)	大久保寺下	14日(木)	町内全域
3月 1日(金)	大久保寺上 (中町・上町・田端)	15日(金)	町内全域

※申告期間中は駐車場・会場の混雑が予想されますので、なるべく世帯毎に地区指定日にお出かけください。

⚠️ ご注意ください

次の人は吉岡町コミュニティセンターでは受付けできません。

 土地、建物、株式の譲渡所得を申告する人

 新規の住宅借入金等控除を申請する人

高崎税務署が主催するピエント高崎(高崎市問屋町2-7)での申告となります。

※今回の「町の申告相談」に関する日程などのお知らせは、毎戸配布に代えて回覧になりました。
来年度は、広報掲載のみとなります。

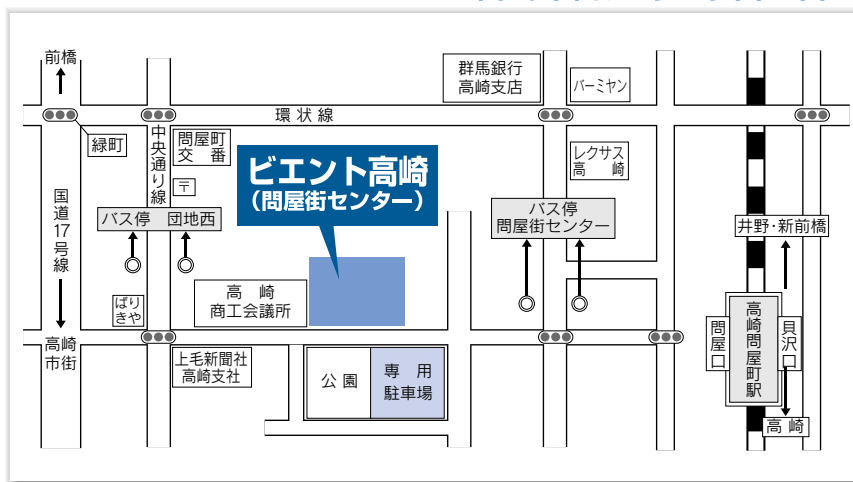
税理士会などによる無料申告相談のご案内

相談会場	相談日	受付時間	対象者
高崎税務署3階会議室 (高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎)	2月7日(木)まで *土・日曜日・祝日は除く	①午前部 9:00~12:00 ②午後部 1:00~5:00	●小規模事業者 ●給与・年金所得者 ●土地・建物・株式の譲渡所得がある人
ビエント高崎 (高崎市問屋町2-7)	2月12日(火)~ 3月15日(金) *土・日曜日は除く *2月24日と3月3日に限り日曜日でも開催します。	午前 9:00)) 午後 4:00	●新規に住宅借入金等控除を申請する人 ●還付申告をする人

※駐車場が狭いので、車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

高崎税務署が行う確定申告会場

「ビエント高崎」(問屋街センター) 高崎市問屋町2丁目7番地



開設期間

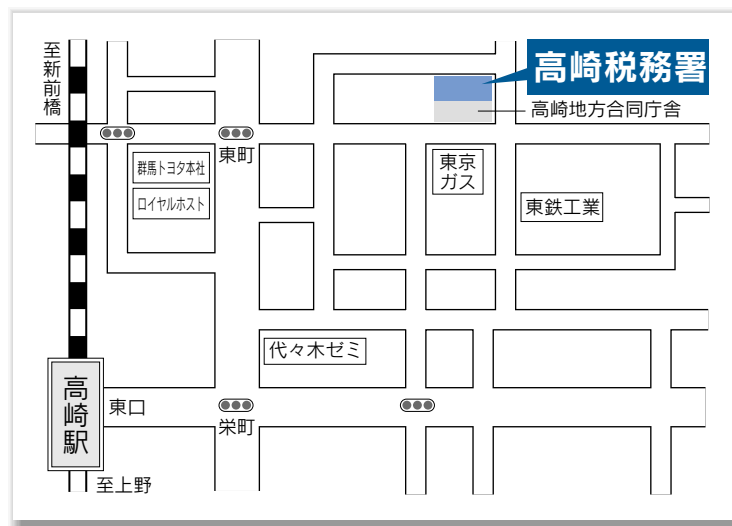
2月12日(火)~3月15日(金)
※土・日曜日は除く。
(ただし、2月24日、3月3日の日曜日は開設されます。)

受付時間

午前9時~午後4時

●平成24年分の所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告相談・申告書の受け付けを行います。

高崎税務署へお越しの人



※申告期間中、高崎税務署には相談会場がありませんのでご注意ください。なお、完成した確定申告書などの提出は受け付けています。

▶問合せ先
高崎税務署
代表 ☎027-322-4711